

## 社会福祉法人日生会 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成 30 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査

令和 4 年 6 月～ 法に基づく産前産後休業、育児休業、時間外労働・深夜業の制限、育児休業給付制度に関するパンフレットを社員に配布する。その後、事業所内の見やすい場所への掲示または備え付けて、いつでも閲覧できる体制を整える。

令和 4 年 7 月～担当者に対象者がいつでも個別に相談に来ることができる体制を確保する。

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境づくりを行う。計画期間内に育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性 看護休暇の促進をする。(計画期間中に最低 1 名以上)

女性 育児休業取得率 80% 以上にする。

<対策>

平成 30 年 7 月～ 育児休業期間中の代替職員の確保に努め、育児休業期間中の待遇、育児休業後の労働条件について社員に周知するため管理職対象の研修を実施する。

令和 4 年 6 月～ 子の看護休暇について、管理職および職員に制度の周知を行う。